

狭山市告示第280号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第五条第三項（同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり公告する。

令和6年12月5日

狭山市長 小谷野 剛

1 インターネットを利用して閲覧に供する方法

狭山市ホームページ（<https://www.city.sayama.saitama.jp/>）において公表する。

2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

狭山市役所総務部契約検査課内（埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号）において公表する。